

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本監第417号  
平成26年3月12日  
宮城県警察本部長

宮城県警察職員生活指導要綱の改正について（通達）

宮城県警察職員に対する生活指導については、「宮城県警察職員生活指導要綱の一部改正について（通達）」（平成25年3月19日付け宮本監第411号）に基づき運用してきたところであるが、この度、宮城県警察職員生活指導要綱を別添のとおり改正したので、その適正な運用に遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

より効果的な身上把握及び生活指導に資するため、所属長の負担の軽減、身上関係記録を保管する者の見直し等所要の改正を行ったものである。

2 改正の要点

- (1) 所属長及び幹部による個々面接の実施要領を見直した（第4-2関係）。
- (2) 面接結果等の記録の作成について規定した（第4-3関係）。
- (3) 新たに身上関係記録の保管担当者を規定した（第4-4関係）。
- (4) 希望・生活カードの様式を削除し、別に定めることとした。
- (5) 文言の整理等所要の整備を行った。

3 施行期日

平成26年4月1日

## 別添

### 宮城県警察職員生活指導要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、宮城県警察職員（以下「職員」という。）の健全で安定した生活の確保等に資することを目的として実施する職員の身上把握及び生活指導（以下「生活指導等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

##### 1 所属長

警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の長、警察学校長及び警察署長をいう。

##### 2 幹部

所属の巡査部長以上の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員で、部下職員を指導監督する立場にある者をいう。

##### 3 部下職員

上位の階級の幹部に指導監督される立場にある職員をいう。

#### 第3 所属長等の責務等

##### 1 所属長等の責務

(1) 所属長は、所属における生活指導等の監督体制を構築し、複数の幹部による重層的な生活指導等を行うものとする。

(2) 幹部は、自らの監督責任を自覚し、日常の職務、個々面接、家庭訪問その他の機会を通じて部下職員の身上及び生活実態の把握に努め、個々の職員に応じた的確な生活指導等を行うものとする。

##### 2 生活指導等の留意事項

(1) 幹部は、部下職員に対し、生活指導等の目的は、職員一人一人がその担当する業務において能力を十分に発揮できるよう健全で安定した生活を確保することであり、ひいてはそれが組織全体の能率的な業務の推進に寄与するものであることを理解させるものとする。

(2) 幹部は、部下職員に対し、熱意と愛情を持ち、積極的な対話を通じて意思の疎通を図りながら良好な人間関係の醸成に努めるものとする。

なお、生活指導に名を借りた非違・非行の監視・摘発又は私生活に対する不当干渉であるとの印象を与えないように心掛けなければならない。

(3) 幹部は、職員の身上を傷つける不用意な言動等を慎み、プライバシーに関する保秘を徹底しなければならない。

#### 第4 個々面接

##### 1 身上把握資料の作成

所属長は、部下職員的生活指導等を的確に行うため、毎年の定期人事異動後 1

か月以内に、所属職員の自己申告に基づく身上把握資料を作成させるものとする。  
なお、新たに採用された職員については、採用後1か月以内に作成するものとする。

## 2 個々面接の実施

部下職員との個々面接は、良好な人間関係をつくり、信頼感を醸成することを念頭に置き、時間、場所、言動等に配慮して行うものとする。

### (1) 幹部による個々面接

ア 幹部による個々面接は、年2回以上、別に定める上位の階級の幹部が行うものとする。

イ 幹部による個々面接は、段階的に実施し、重層的な生活指導等に努めるものとする。

ウ 個々面接を行った幹部は、その都度、個々面接の結果を所属長に報告しなければならない。

### (2) 所属長による個々面接

ア 所属長は、年2回以上、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等並びに警察学校（以下「本部所属」という。）にあつては警部以上の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員と、警察署にあつては課長代理以上の職にある者と個々面接を行うものとする。

イ 所属長は、前記ア以外の職員のうち、必要と認める者について確実に個々面接を行わなければならない。

## 3 面接結果等の記録

部下職員に対する個々面接の実施結果及び日常の勤務等を通じて把握した職員の身上事項（以下「面接結果等」という。）については、その結果を記録するものとする。

## 4 身上関係記録の保管

(1) 身上把握資料及び面接結果等の記録（以下「身上関係記録」という。）の保管責任者は、本部所属にあつては管理官、副校長、次長、副隊長又は副所長と、警察署にあつては副署長又は次長とする。

(2) 身上関係記録の保管区分は、次のとおりとする。

ア 本部所属

対象職員	保管担当者
警部補以下の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員	直属の警部の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員。ただし、これらの者がいない場合は、直属の警視の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員若しくは保管責任者とする。

警部以上の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員（保管責任者を除く。）	保管責任者
保管責任者	所属長

イ 警察署

対象職員	保管担当者
警部補以下の階級にある警察官及び同相当職にある一般職員	各課長
課長以上の職にある者（保管責任者を除く。）	保管責任者
保管責任者	署長

- (3) 身上関係記録は、職員のプライバシーに関する情報が記録されるものであることから、職務上これを取り扱う者以外の者に漏えいしてはならない。また、施錠設備のある机等に保管するとともに、常時その異常の有無を確認しなければならない。
- (4) 身上関係記録は、原則として作成した年の翌年から起算して5年間保存するものとする。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、職員の生活指導等に関し必要な細部事項は、別に定める。